

広島市立広島市民病院
手術用顕微鏡
技術仕様書

広島市立広島市民病院

1. 調達物件の背景及び目的

耳鼻咽喉科手術は非常に小さな領域を扱っており、顕微鏡下手術が必須である。

現有の手術用顕微鏡は平成 17 年に購入し 17 年が経過しており、経年劣化が進み修理可能期間も超えているため早期の更新が必要となっている。

医療機器の進歩により、手術用顕微鏡は従来の接眼レンズをのぞき込んで手術を行うスタイルから、外視鏡という小型ビデオカメラの画像を大画面モニタに投影し手術を行うスタイルに移行しつつある。

外視鏡のメリットとして以下のものが挙げられる。

4 K 解像度・3 D 眼鏡での立体視を行うことができ、術者、助手とも同じ術野を共有することで手術を円滑に行える。また、臨場感ある視野共有により手術指導や医学教育に従来なかった優位性を与える。さらに耳の穴、口の奥といった耳鼻科特有の狭く深い術野においてもモニターに正対したままで手術を行うヘッドアップサージャリーにより術者の身体的負担を劇的に軽減できるようになる。

また、そのほかの機能として、狭帯域光観察により粘膜の微細病変を視認でき、疾患の切除範囲決定を容易にし病変遺残を減少させることが期待できる。

以上のことからこれら機能に対応した機器の導入を行うものである。

2. 調達物件名及び構成内容

手術用顕微鏡 ----- 1 式

構成内訳

- ・ 手術用顕微鏡本体 ----- 1 台
- ・ 光源装置 ----- 1 台
- ・ 31 型液晶モニター ----- 1 台
- ・ 55 型液晶モニター ----- 1 台
- ・ 31 型液晶モニター用架台 ----- 1 台
- ・ 55 型液晶モニター用架台 ----- 1 台
- ・ レコーダー ----- 1 台

上記のほか、搬入・据付・配線・調整等を含む。

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立広島市民病院医療

機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
- ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する注意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。
したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。